

野田市教育委員会告示第6号

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第36号）第8条第3項及び野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（令和元年野田市条例第9号）第7条第3項の規定により指定管理者が定める野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの利用料金の額について、次のとおり承認したので、野田市文化会館の設置及び管理に関する条例第8条第4項及び野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第7条第4項の規定により告示する。

令和8年4月1日

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

記

1 施設名

- (1) 野田市文化会館
- (2) 野田市生涯学習センター

2 利用料金

(1) 野田市文化会館利用料

① 会館基本利用料

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール（平日）	10,000円	20,020円	25,740円	52,900円
大ホール（休日）	11,440円	25,740円	34,320円	68,640円
1階ロビー、2階ロビー及び階段（平日）	7,000円	14,010円	18,010円	37,030円
1階ロビー、2階ロビー及び階段（休日）	8,000円	18,010円	24,020円	48,040円
1階ロビー（平日）	5,250円	10,500円	13,500円	27,770円
1階ロビー（休日）	6,000円	13,500円	18,010円	36,030円
控室1	300円	620円	620円	1,560円
控室2	300円	620円	620円	1,560円
控室3	300円	620円	620円	1,560円
控室4	190円	410円	410円	1,030円
控室5	190円	410円	410円	1,030円
リハーサル室	840円	1,700円	1,700円	4,260円
浴室	410円	840円	840円	2,110円

備考

- 1 基本利用料は、午前、午後、夜間及び全日の時間区分とする。ただし、午前、午後又は午後、夜間を通じて利用することができる。
- 2 午前又は午後の利用については、特に支障がない場合に限り、1時間を限度として利用する時間を延長することができる。
- 3 前項の延長に係る基本利用料は、延長した時間区分の0.3倍の額とする。
- 4 大ホールの基本利用料には、1階ロビー、2階ロビー及び階段並びにボーダーライト1列の利用料を含むものとする。
- 5 舞台設営及びリハーサルのために大ホールの舞台を前日に利用する場合の基本利用料は、当該利用した時間区分の0.5倍の額とする。ただし、特に必要があると認めるときは、前日以外の日に利用することができる。
- 6 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 7 商品の展示、販売宣伝その他商行為等で利用する場合の基本利用料は、当該時間区分の3倍（市内に住所を有しない者が利用する場合は5倍）の額とする。
- 8 市内に住所を有しない者が前項に規定する行為等以外に利用する場合の基本利用料は、当該時間区分の2倍の額とする。

② 附属設備利用料

ア 舞台設備

器具名	単位	利用料1回につき	備考
所作台	一式	6,430円	花道所作台及び昇り掛けを含む。
平台	1枚	340円	
松羽目	一式	2,130円	
竹羽目	一式	2,130円	
長座布団	1枚	130円	
緋毛せん	1枚	190円	
大太鼓	1基	620円	バチ及び台を含む。
屏風	1双	1,050円	金及び銀とも。
指揮者台	1台	410円	
譜面台	1台	130円	
演台	一式	620円	3点セット
黒板	1台	130円	
人形立	1本	130円	
上敷	1枚	190円	
音響反射板	一式	4,280円	
ピアノ	1台	4,280円	
ピアノ調律料		実費	
受付用テーブル	1台	130円	
折りたたみテーブル	1台	130円	

折りたたみ椅子	1脚	60円	
スクリーン	一式	1,420円	
指揮者譜面台	1台	410円	
支木	1本	130円	
箱足	1個	30円	
開閉馬足	1足	30円	
吊看板	1面	410円	
引枠	1台	410円	
暗転幕	1枚	1,420円	
ジョーゼット	一式	1,420円	
司会用演台	1台	250円	
鳥の子屏風	1双	1,050円	
ロンリューム	一式	4,280円	
地がすり	1枚	2,130円	
映写機	一式	5,500円	
大型プロジェクター	一式	5,500円	
小型プロジェクター	一式	1,830円	
姿見	1台	270円	

イ 照明設備

器具名	単位	利用料1回につき	備考
Aセット	一式	8,580円	ボーダーライト、シーリングライト及びフロントサイドライトの組合せをいう。
フットライト	1列	1,050円	花道フットライトを含む。
ローアホリゾンライト	1列	2,130円	
アッパーホリゾンライト	1列	2,130円	
ボーダーライト	1列	1,050円	
スポットライト1キロワット	1台	410円	
スポットライト500ワット	1台	190円	
ピンスポットライト	1台	2,200円	
持込器具1キロワット		190円	
カラーフィルター		実費	
エフェクトマシン	1台	410円	
先玉及び元玉	1個	130円	
種板	1枚	130円	
スタンド	1台	190円	
タワースタンド	1台	710円	
オーロラマシーン	1台	710円	
ダブルマシーン	1台	710円	
オーバーヘッドマシーン	1台	1,420円	

ミラーボール	1個	710円	
波マシーン	1台	710円	
炎マシーン	1台	710円	
調光操作卓	1台	2,860円	Aセットを含む。
ストロボスコープ	一式	1,210円	
スモークマシン	1台	1,420円	
スモーク用液	一式	実費	
パーライト	1台	560円	
シーリングライト	一式	3,300円	
フロントサイドライト	一式	3,300円	

ウ 音響設備

器具名	単位	利用料1回につき	備考
拡声装置	一式	3,300円	ステージスピーカー及びはね返りスピーカー2台を含む。
テープレコーダー	1台	1,050円	
レコードプレーヤー	1台	1,050円	
ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	2,130円	
コンデンサーマイクロホン	1本	1,320円	
ダイナミックマイクロホン	1本	620円	
エレベーターマイクロホン装置	1基	1,050円	
三点吊マイクロホン装置	1基	1,050円	
マイクロホンスタンド	1本	190円	卓上及び床上とも。
可搬型ミキサー	1台	1,140円	
ワイヤレスマイク電池	1本	実費	
音響効果機器	1台	1,050円	
はね返りスピーカー	1台	680円	
カセットテープレコーダー	1台	1,360円	
MDレコーダー	1台	1,360円	
CDレコーダー	1台	1,360円	

(2) 野田市生涯学習センター利用料

① 小ホール以外の施設

利用区分	時間区分	
	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
集会室一室につき	130円	220円
和室一室につき	220円	330円
研修室	120円	170円
幼児室	70円	100円
調理実習室	180円	280円

多目的スタジオ	130円	200円
リフレッシュルーム	月額登録料 1人につき 1,420円	
情報活用コーナー	無料	

備考

- 1 市内に住所を有しない者に係る利用料金の額は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 2 営利を目的とする利用に係る利用料金の額は、調理実習室及び多目的スタジオについてはこの表に定める額の3倍とし、情報活用コーナーについてはパソコン1台につき320円とする。ただし、この場合におけるパソコンの利用時間は、2時間以内とする。

② 小ホール

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
小ホール（控室を除く。以下この表において同じ。）（平日）	7,520円	12,540円	15,060円	31,360円
小ホール（休日）	9,400円	15,680円	18,810円	39,210円
控室（1）	300円	620円	620円	1,560円
控室（2）	300円	620円	620円	1,560円
控室（3）	190円	410円	410円	1,030円

備考

- 1 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用いる。
- 2 利用料金は、午前、午後、夜間及び全日の時間区分とする。ただし、午前及び午後又は午後及び夜間を通じて利用することができる。
- 3 午前又は午後の利用については、特に支障がない場合に限り、1時間を限度として利用する時間を延長することができる。この場合における延長に係る利用料金の額は、延長に係る時間区分の0.3倍の額とする。
- 4 小ホールの利用料金には、ボーダーライト1列の利用料金を含むものとする。
- 5 舞台設営及びリハーサルのために小ホールの舞台を前日に利用する場合の利用料金の額は、当該利用に係る時間区分の0.5倍の額とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、前日以外の日を利用することができる。
- 6 入場料その他これらに類する料金を徴収する利用に係る利用料金の額は、当該時間区分の3倍（市内に住所を有しない者については5倍）の額とする。
- 7 市内に住所を有しない者（前項に規定する利用に該当する者を除く。）に係る利用料金の額は、この表に定める額の2倍の額とする。

③ 小ホールの設備

区分	器具名	単位	利用料金1回につき	備考
舞台	所作台	一式	4,400円	
設備	平台	1枚	340円	

	松羽目	1枚	1,250円	
	長座布団	1枚	130円	
	緋毛せん	1枚	190円	
	大太鼓	1基	620円	
	屏風	1双	1,050円	
	指揮者台	1台	410円	
	譜面台	1台	130円	
	演台	一式	620円	
	黒板	1台	130円	
	人形立	1本	130円	
	上敷	1枚	190円	
	音響反射板	一式	2,640円	
	ピアノ	1台	3,350円	
	ロンリウム	1面	2,640円	
	ピアノ調律料		実費	
	受付用テーブル	1台	130円	
	折りたたみテーブル	1台	130円	
	折りたたみ椅子	1脚	60円	
	スクリーン	1面	880円	
	指揮者譜面台	1台	410円	
	司会者用演台	1台	250円	
	姿見	1台	270円	
	箱足	1個	30円	
	開閉馬足	1足	30円	
	吊看板	1面	220円	
	引枠	1台	410円	
	地がすり	1枚	990円	
	高座用座布団	1枚	130円	
	暗転幕	1枚	880円	
	ジョーゼット	1面	880円	
	映写機	一式	3,660円	
	プロジェクター	一式	1,830円	
照明 設備	Aセット	一式	4,080円	ボーダーライト、シーリング ライト及びフロントサイドラ イトを含む。
	フットライト	1本	440円	
	ローアーホリゾンライト	1列	1,320円	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,320円	
	ボーダーライト	1列	660円	
	スポットライト1キロワット	1台	410円	

	スポットライト500ワット	1台	190円	
	ピンスポットライト	1台	1,100円	
	持込器具1キロワット		190円	
	カラーフィルター		実費	
	エフェクトマシン	1台	410円	
	先玉	1個	130円	
	種板	1枚	130円	
	スタンド	1台	190円	
	オーロラマシン	1台	710円	
	ダブルマシン	1台	710円	
	ミラーボール	1個	410円	
	波マシン	1台	710円	
	炎マシン	1台	710円	
	調光操作卓	1台	1,100円	
	シーリングライト	一式	2,640円	
	フロントサイドライト	一式	1,150円	
	ストロボスコープ	一式	1,210円	
	パーライト0.5キロワット	1台	280円	
	天井反射板ライト	一式	2,200円	
音響 設備	拡声装置	一式	2,400円	ステージスピーカー及びはね 返しスピーカー2台を含む。
	オープンテープレコーダー	1台	1,050円	
	レコードプレーヤー	1台	1,050円	
	ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	1,760円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,100円	
	ダイナミックマイクロホン	1本	620円	
	三点吊マイクロホン装置	1基	810円	
	マイクロホンスタンド	1本	190円	
	可搬型ミキサー	1台	1,100円	
	ワイヤレスマイク電池	1本	実費	
	残響付加装置	1台	1,050円	
	はね返しスピーカー	1台	540円	
	カセットテープレコーダー	1台	1,050円	
	CDプレーヤー	1台	1,050円	
	MDレコーダー	1台	1,050円	

3 その他

令和8年4月1日以降に許可する野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの利用料金について適用する。